

【ポスター発表】

自立支援協議会をめぐる当事者参加への言及
— 社会保障審議会障害者部会議事録と国会会議録の分析から —

○ 大阪公立大学院 氏名 羽谷 風音 (010450)

キーワード3つ：自立支援協議会・当事者参加・議事録分析

1. 研究目的

「Nothing About Us Without Us（私たちのことを、私たち抜きに決めないで）」をスローガンとする障害者権利条約の批准に向けて、国内法が整備された。障害者総合支援法第89条の3（2013年施行）には、障害者等への支援の体制の整備を図るための自立支援協議会の設置が地方公共団体の努力義務として定められ、協議会における「障害者等及びその家族」の参加が明記された。しかし、自立支援協議会に、障害福祉サービス等事業者や行政職員、当事者として障害者の家族等が参加するが、障害者本人の参加は注目されてこなかった。

先行研究では、当事者参加に必要な合理的配慮や、意見把握と政策反映の方法等の課題が論じられており（沖倉 2017；笠原 2018；萬代 2022）、実証研究が多く行われている。また、2022年までの社会保障審議会障害者部会の報告書等を基に、協議会の課題を述べている（高山 2023）。課題として、形骸化、地域格差、当事者の参加、求められる機能の多様化等があった。さらに自立支援協議会の目指すべき方向性として、官民の連携・協働の必要性が言及されていることを明らかにした（高山 2023）。

先行研究の限界として、当事者参加に焦点を当てた言説の分析が実施されていない点がある。本研究の目的は、自立支援協議会をめぐる当事者参加がどのように言及されてきたのか、社会保障審議会障害者部会議事録と国会会議録を基に明らかにすることである。

2. 研究の視点および方法

自立支援協議会をめぐる当事者参加が、議論の中でどのように言及されてきたのかという視点から、社会保障審議会障害者部会議事録と国会会議録のドキュメント分析を行った。分析対象とするデータの収集には、厚生労働省のホームページ上で公開されている社会保障審議会障害者部会議事録（第8回～第146回）および国会会議録検索システムを用いた。双方の議事録・会議録において、自立支援協議会について述べられていると判断できる発言のうち、当事者参加に言及されている発言のみを対象とした結果、社会保障審議会障害者部会議事録において25件、国会会議録において3件の発言が該当した。

3. 倫理的配慮

本研究は、一般社団法人日本社会福祉学会研究倫理規程を遵守している。本研究に関連して開示すべきCOIはない。

4. 研究結果

1. 社会保障審議会障害者部会議事録

【2008年：法定化に向けた「当事者参加」】

社会保障審議会障害者部会において当事者参加が多く言及されたのは、自立支援協議会が法定化する以前の2008年であった。地方公共団体に自立支援協議会の設置を義務化するとともに、当事者が参加する仕組みや原則を作ること、法律に明記することが議論された。その後、障害者自立支援法の改正時（2012年）において「自立支援協議会」が法定化した。さらに障害者総合支援法（2013年施行）では、地方公共団体に自立支援協議会の設置が努力義務化され、自立支援協議会の参加者に「障害者等及びその家族」が明記された。

【2021年～2023年：形骸化した自立支援協議会を活性化するための「当事者参加」】

2021年には、全国の多くの自治体で、自立支援協議会に難病の当事者が参加できていないことが指摘された。さらに、3年後の障害者総合支援法の改正に向けた議論の中で、当事者参加について多く言及された。自立支援協議会の関係者に対し、守秘義務を明確にする改正法案について、守秘義務により自覚を持って当事者や家族の立場からの参加が推進されるということも期待したいと述べられた。2022年から2023年には、形骸化した自立支援協議会の機能を強化・活性化するために、効果的な当事者の参画が必要だと意見されるようになる。その後、改正障害者総合支援法（2024年施行）では、協議会関係者に対して守秘義務が課された。

2. 国会会議録

国会では2005年から法定化について議論されている。しかし、当初の自立支援協議会に関する議論の中心となったのは、当事者参加ではなく、地域の障害者支援のネットワークを整備する重要性であった。2016年には、東京都三鷹市の自立支援協議会等における障害当事者参画の事例について言及された。2022年には、難病患者の当事者が自立支援協議会に未だに参画していないと指摘された。2024年には、障害福祉サービス策定にあたり、当事者やその家族を含む地域の関係者で構成する自立支援協議会の枠組みを活用して、地域の実情に応じた体制の整備を進めることの重要性が述べられた。

5. 考察

改正障害者総合支援法（2013年施行）に障害者と家族の参加が明記されてからも、当事者参加が進展しない状況について繰り返し言及されていた。とりわけ難病当事者の参画については、両方の会議で指摘されている。2021年以降は、自立支援協議会の形骸化に対応するための方法の一つとして、当事者参加の必要性が述べられるようになった。

（引用・参考文献）

沖倉智美（2017）「障害当事者の政策形成過程への参画を支援する：自立支援協議会の取り組みを踏まえて」『ソーシャルワーク研究』43（3），174-184.

笹原千絵（2018）「地域自立支援協議会における障害者の参加の条件と機会」『教育総合研究叢書』(11)，119-133.

高山由美子（2023）「地域における障害者への支援体制整備を担う「協議会」の役割に関する考察～障害者の権利条約の理念に立脚した「協議会」を目指して～」『ルーテル学院研究紀要』(56)，71-83.

萬代由希子（2022）「全国地方自治体における障害当事者の意見把握と政策反映の現状と課題－地方自治体と自立支援協議会の連携に着目して－」『関西福祉大学研究紀要』25，57-64.